

板橋区学校支援地域本部事業実施要綱

(平成21年3月31日教育長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、板橋区教育委員会が、板橋区教育振興推進計画に基づき、学校・家庭・地域が一体となり、地域ぐるみで学校を支える体制づくりを行うために、板橋区学校支援地域本部事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「学校支援地域本部」とは、学校の求めに応じて、地域住民や保護者等がボランティアとして学校教育を支援する取組み及びその核となる組織をいう。

2 「地域コーディネーター」とは、前項の取組みを行うために、学校が求める支援活動と地域の人材をつなぎ、教育支援活動等の総合的な調整を行う者をいう。

(事業の趣旨)

第3条 地域の子どもは地域で育てることを基本とし、学校の求めに応じて、地域のボランティアが学校を支援する活動に参加できるしくみづくりを、区立の小学校及び中学校において推進する。

これにより、教員が子ども一人一人と向き合い、きめ細やかな指導をすることができる時間を確保していく。また、子どもたちの社会性・自主性・創造性等の豊かな人間性を涵養するとともに、保護者を含む地域住民が子どもの成長を支える教育環境を醸成する。

(学校支援地域本部)

第4条 事業を実施する学校（以下「実施校」という。）には、学校の教育活動等を支援することを目的とした支援組織として、「学校支援地域本部」を置く。

2 実施校を支援する組織は、当該校の名称を付し、「支援地域本部」（以下「学校支援地域本部」という。）とする。

3 学校支援地域本部には、代表者を置く。

4 学校支援地域本部は、学校の求めに応じて以下の支援活動を行う。

- (1) 学習支援（授業の補助、放課後学習支援、体験学習支援、読書活動支援等）
- (2) 環境整備（図書館整備や花壇の整備等、校内の環境整備に係る活動）
- (3) 見守り活動（登下校時における子どもの安全確保に係る活動等）
- (4) 学校行事支援
- (5) 部活動及びクラブ活動の支援
- (6) いきいき寺子屋プラン事業等、その他子どもたちが地域の中で安心して健やかに育まれる環境づくりを推進するために必要な活動

(代表者会の所掌事項)

第5条 代表者会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 学校の求めに応じた学校支援活動の企画に関する事
- (2) 学校支援ボランティアの募集、登録に関する事
- (3) 学校支援活動の実施に関する事
- (4) 広報活動に関する事
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当該校の支援に関する事

(代表者会の組織及び運営)

第6条 代表者会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学校教職員
 - (2) 第7条に規定する地域コーディネーター
 - (3) P T A役員
 - (4) 地域住民の代表者
 - (5) 学校支援ボランティアの代表者
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、当該校に対応した地域の実情を勘案し、教育委員会が必要と認めたもの
- 2 代表者会の運営に必要な事項は、学校支援地域本部において別途定め運営する。

(地域コーディネーター)

第7条 学校支援地域本部には、地域コーディネーターを1名から5名の範囲内で置く。

- 2 地域コーディネーターは、学校と地域の現状を十分に理解している者のうちから、学校長の推薦により、教育長が選任する。
- 3 地域コーディネーターの任期は1年とし、再任を妨げない。
- 4 地域コーディネーターは、学校とボランティア間の調整等を行い、学校の求めに応じた、学習支援、環境整備、見守り活動等の支援活動に必要な地域人材の確保、配置を行う。
- 5 地域コーディネーターの活動謝礼は1時間当たり900円とする。
- 6 地域コーディネーターの活動時間は、実施校1校当たり1ヶ月40時間、年480時間の範囲内とする。ただし、この範囲を超える活動が必要な場合で、教育長が必要と認めるときは、この限りではない。
- 7 同条第1項から第5項に掲げるもののほか、地域コーディネーターの配置等に係る事項は、別途、板橋区学校支援地域本部事業地域コーディネーターに係る事務処理要領により定める。

(実施校会議)

第8条 学校支援地域本部の円滑な運営を図るため、実施校の連携及び情報交換等を行う実施校会議を年2回程度開催する。

- 2 実施校会議の構成員は学校長及び副校長、地域コーディネーターとする。

(学校支援地域本部連絡会)

第9条 板橋区における効果的な事業の展開を図るため、事業に係る基本方針及び計画等を決定する板橋区学校支援地域本部連絡会(以下「連絡会」という。)を設置する。

2 連絡会の事務局は、学校地域連携担当課が担当する。

(連絡会の所掌事項)

第10条 連絡会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 事業に係る基本方針及び計画に関すること
- (2) 地域コーディネーター・学校支援ボランティアの養成に関すること
- (3) 事業実施校間の連絡・調整に関すること
- (4) 事業の評価に関すること
- (5) 事業の普及啓発に関すること
- (6) 前各号に掲げるもののほか、効果的な事業の展開に関すること

(連絡会の組織)

第11条 連絡会は委員20人以内で組織する。

(連絡会の委員)

第12条 連絡会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 区立学校関係者
- (2) 実施校関係者
- (3) 区立学校PTA代表者
- (4) 社会教育関係者
- (5) 児童福祉関係者
- (6) 児童館関係者
- (7) 地域住民の代表者
- (8) 教育委員会事務局次長の職にある者
- (9) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認めた者

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(連絡会の会長及び副会長)

第13条 連絡会に会長及び副会長を置き、会長は、教育委員会事務局次長をもって充て、副会長は会長の指名により定めるものとする。

2 会長は、連絡会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(連絡会の会議)

第14条 連絡会は、会長が招集する。

2 会長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第15条 事業の庶務は、学校地域連携担当課において処理する。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、学校地域連携担当課長が別途定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成21年10月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。